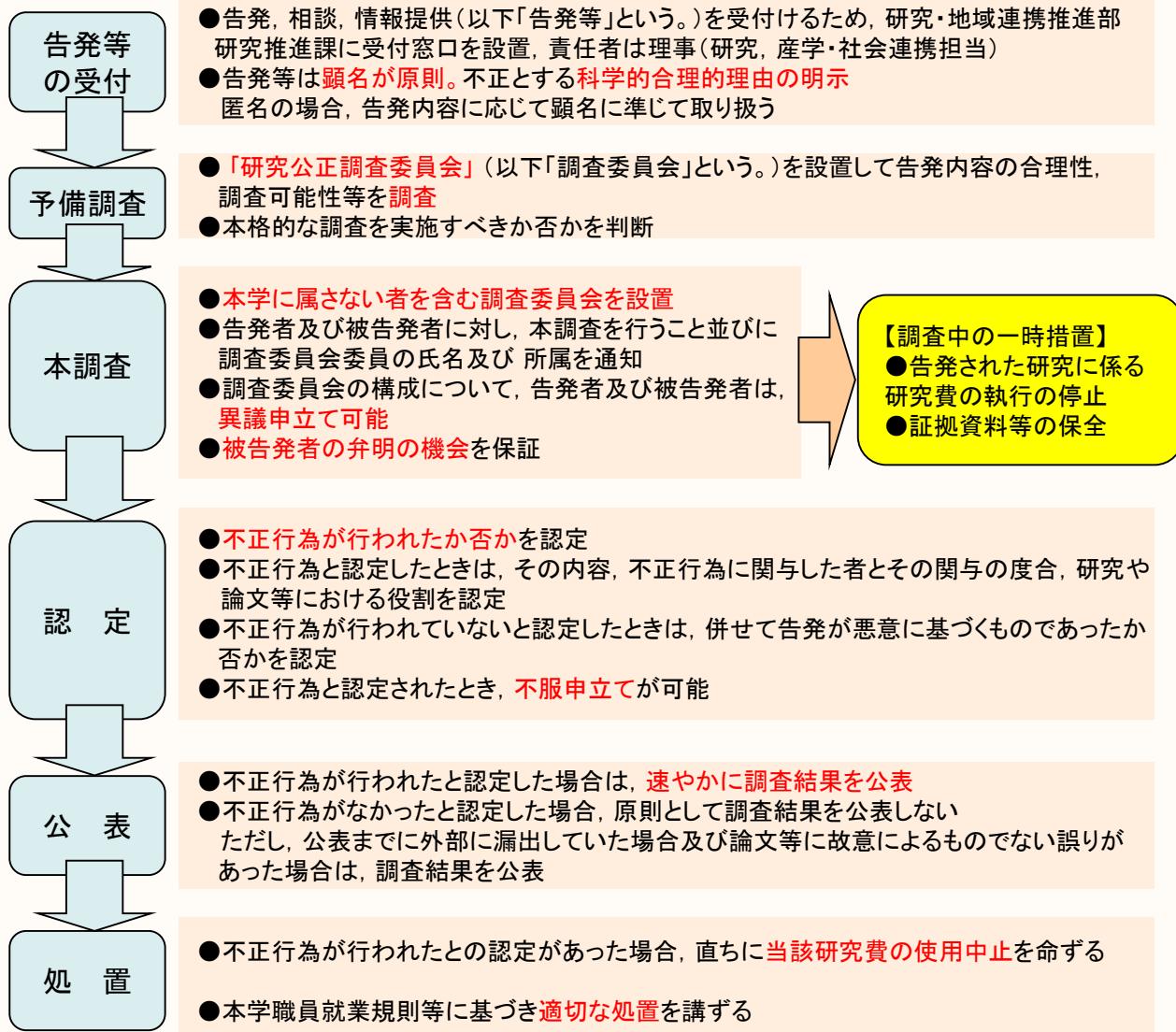


# 福井大学における研究活動の不正行為への対応

- 対象とする不正行為
  - 論文等の捏造, 改ざん, 盗用
- 対象となる研究者
  - 本学において研究活動に従事する役員, 教職員, 学生その他本学の施設設備を利用するすべての者。
- 調査機関
  - 本学に「研究公正調査委員会」を設置し調査

## 不正行為の告発から認定・処置まで



福井大学は、研究上の不正行為を防止及び研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めた規則を制定しました。

#### ■福井大学における研究活動の不正行為への対応に関する規則

研究上の不正行為とは、研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造、改ざん、盗用のことです。

- ①捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ②改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ③盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

#### ■受付窓口

福井大学研究・地域連携推進部研究推進課 【責任者：理事（研究、产学・社会連携担当）】

- ・住所 〒910-8507  
福井市文京3丁目9番1号
- ・電話番号 0776-27-8007
- ・FAX番号 0776-27-9742
- ・E-mail rp-kenkyo@ml.u-fukui.ac.jp

#### ■告発等の方法

不正行為を行ったとする研究者及び研究グループ、不正行為の態様、事案の内容を明示し、不正とする科学的合理的理由が示されているものを適宜の様式に記入の後、上記の受付窓口に提出してください。

本人による窓口への持参のほか、郵送、FAX、eメールでも提出できます。いずれの場合においても、告発者の確認ができる身分証明書、運転免許証、健康保険証等のコピーを持参又は添付してください。